

# 佐賀県外来医療計画に基づく実績報告

資料5

## ○新規開業者へ不足する外来医療機能を担うことの「同意書」 (R2.4月～R7.12月提出分)

医療機関名	開設日	同意の外来医療機能		
		① 初期救急	② 公衆衛生	③ 在宅医療
しろいし脳神経外科	R5.1.16	在宅当番医	予防接種	往診・緊急往診
武雄なないろ診療所	R7.5.15			訪問診療
わかば子どもクリニック	R7.5.26	休日急患センターへの出務	学校医(園医)、乳幼児健診、 予防接種	

## ○「医療機器の共同利用に関する計画書」 (R7.2月～12月提出分)

医療機関名	設置日	機器の種類	共同利用
医療法人 篠田整形外科	R7.3.6	マルチスライスCT(16列以上64列未満)	行う

## 「佐賀県保健医療計画〔第8次〕令和6（2024）年4月」（抜粋）

### 第5章 外来医療に係る医療提供体制の確保（外来医療計画）

#### 第2節 外来医療体制の現状及び外来医師多数区域等について

##### 6 外来医師偏在指標

（略）厚生労働省において算出された佐賀県の外来医師偏在指標は表のとおりとなります。また、全国の二次医療圏数335のうち、上位1/3以上であれば外来医師多数区域とされていることから、本県では、中部医療圏、東部医療圏、南部医療圏が外来医師多数区域となります。（略）

外来医師偏在指標（都道府県）

都道府県	医師偏在指標	順位
全国	112.2	-
佐賀県	127.7	5位

外来医師偏在指標（二次医療圏）

二次医療圏	医師偏在指標	順位
中部医療圏	135.9	24位
東部医療圏	153.7	6位
北部医療圏	105.1	138位
西部医療圏	106.7	121位
南部医療圏	120.5	60位

##### 8 地域において不足する外来医療計画

（略）本県の外来医師多数区域においては、「初期救急」、「公衆衛生」、「在宅医療」を地域で不足する外来医療機能とします。

##### 9 診療所の新規開業者へ地域で不足する外来医療機能を担うことを求める方法

新規開業者は、診療所設置に伴い、開設届を管轄の保健福祉事務所へ提出することとなります。

最終的にはその開設届を提出する機会に、地域で不足する外来医療機能を担うことを求めますが、保健福祉事務所へ開設の事前相談に来訪される機会や開設届を入手する機会等の開設届提出前に、あらかじめ新規開業者へ不足する医療機能を担うことを求めます。

なお、法人が開設者となる新規開業に当たっては、開設許可申請書の提出が開設届よりも先んじることから、開設許可申請書を入手する機会等に、あらかじめ新規開業者へ不足する医療機能を担うことを求めます。

### 第3節 医療機器の共同利用

#### 1 対象とする医療機器

当該計画で共同利用を進める対象の高額医療機器は、ガイドラインに基づき以下のとおりとします。

- ・CT（マルチスライスCT及びマルチスライスCT以外のCT）
- ・MRI（1.5テスラ未満、1.5テスラ以上3.0テスラ未満及び3.0テスラ以上のMRI）
- ・PET（PET及びPET-CT）
- ・放射線治療（リニアック及びガンマナイフ）
- ・マンモグラフィー

#### 5 共同利用計画の記載事項とチェックのためのプロセス

医療機器の効率的な活用を更に推進するため、医療機関が対象医療機器を新規導入（又は更新）する際に、共同利用の相手方となる医療機関や対象とする医療機器等についての共同利用に関する計画書を提出することとします。